

山梨県公報

第四百十八号

令和二年

十一月三十日

月 曜 日

七三・六

山梨県告示第三百十六号
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から令和二年十二月二十一日まで一般の縦覧に供する。
令和二年十一月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

目次

○道路の区域変更……………	五九三
○道路の供用開始……………	五九三
監査委員……………	五九三
○包括外部監査人の監査の結果に基づく措置状況……………	五九三
公安委員会……………	五九三
○山梨県道路交通法施行細則の一部を改正する規則……………	六〇三

告示

山梨県告示第三百十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から令和二年十二月二十一日まで一般の縦覧に供する。
令和二年十一月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 道路の種類 一般国道
- 路線名 四百十一号
- 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
甲州市塩山上萩原字裂石二六六九番二地先から	旧	六・一	五五九・九
甲州市塩山上萩原字裂石二六八〇番一〇〇地先まで	新	三・五	五五九・九

監査委員

山梨県監査委員告示第八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の三十八第六項の規定により、包括外部監査人の監査の結果に基づく措置状況について通知があったので、次のとおり公表する。
令和二年十一月三十日

山梨県監査委員

小島 久 徹
小泉 浩 司
早川 学
永井 学

<p>1 監査対象事項 山梨県住生活基本計画に基づく事業及びその他住宅関連事業の事務の執行、山梨県地域整備公社（山梨県住宅供給公社を中心とする）の管理運営に係る事務の執行について</p> <p>2 監査の結果に関する報告の公表 令和2年4月27日付け山梨県公報号外第25号</p> <p>3 監査の結果に基づき講じた措置の内容（指摘事項）</p>	<p>1 監査対象事項 山梨県住生活基本計画に基づく事業及びその他住宅関連事業の事務の執行、山梨県地域整備公社（山梨県住宅供給公社を中心とする）の管理運営に係る事務の執行について</p> <p>2 監査の結果に関する報告の公表 令和2年4月27日付け山梨県公報号外第25号</p> <p>3 監査の結果に基づき講じた措置の内容（指摘事項）</p>	<p>2-14-1 共有スペースの不適切な占有等について 複数の県営団地において、共有スペースの占有、駐輪場への自転車、原付バイクの長期間にわたると判断される放置があった。管理人への指導、住宅供給公社の団地巡視業務による確認、退去時の所有物撤去の確認が必要である。</p> <p>2-17-1 釣銭用手許現金の管理について 窓口で家賃等、現金を收受した際の両替に職員親睦会の現金（住宅供給公社の管理責任の下にはない現金）を使用している。住宅供給公社の管理責任のもとにある現金に基づき釣銭準備金を用意して対応する必要がある。</p> <p>2-18-1 修繕対象がなくなった修繕預り金の保留分の取扱いについて 平成20年3月以前の退去者負担の修繕預り金の処理に関して、過去からの慣習により退去者から修繕費を預かり、次の入居者が決定するまで修繕を実施しなかつたが、その間に対象物件の取り壊し等により修繕ができなかつたものについては、貸借対照表上、預り金として計上</p>	<p>【住宅供給公社関係】</p> <p>2-5-1 収入申告の期限設定について 県営住宅入居者の収入申告の期限は、入居者との山梨県営住宅賃貸契約書第4条によると6月末日であるが、実際は毎年7月末日を期限としているため、契約条項に合わせる場合、収入申告の申告期限を6月末に設定する必要がある。</p> <p>2-8-1 入札契約の簡便処理について 設備点検業務の外部委託について、本来は入札を実施して契約の相手方を決定すべきところ、2者から見積もりを徴取して随意契約により契約を締結していたため、規定に基づき入札を行う必要がある。</p> <p>2-13-1 巡視管理者の未配置と住宅環境調査の実施について 県営住宅等管理業務仕様書に定める「巡視管理者」が配置されておらず、県営住宅等管理業務仕様書「13 団地巡視業務①ウ」の団地内外の住居環境調査が、すべての団地を網羅する形で実施されていないため、改善が必要である。</p>	<p>講じた措置（又は今後の方針等）</p> <p>令和元年12月に山梨県営住宅設置及び管理条例施行規則（山梨県営住宅賃貸契約書等）を改正し、収入申告書の提出期限を6月末日から7月末日に変更した。</p> <p>設備点検業務の外部委託については、住宅供給公社財務規程に基づき、令和元年度から指名競争入札に改め、実施している。</p> <p>巡視業務は必要に応じて実施している。今後、団地ごとの巡視管理者を速やかに定め、定期的な巡視を行い、実績報告書を県に提出することとした。また、管理人（自治会）と協力して、団地の住環境の維持に努めることとした。</p>	<p>管理人との情報共有を強化するとともに、住宅供給公社が団地巡視業務の実施、退去時の所有物撤去の確認等を行うことにより、団地の住環境の維持を図ることとした。</p> <p>令和元年12月1日から、手許現金取扱要領を制定し、公社手許現金による窓口現金収納事務に改めた。</p> <p>期末期における窓口で現金收受した家賃等については、令和元年度決算より貸借対照表に「預り金」として計上することとした。</p> <p>平成20年3月以前における退去者負担の修繕預かり金については、関係部署と協議した上で、県の収入とする方向で処理を行うこととした。</p>
---	---	---	---	---	--

したままとなっているため、住宅供給公社は修繕しないことが確定した場合の預り金の処置を県所管課と協議したうえで、適正な会計処理を実施する必要がある。

2-18-2 退去者負担修繕の未収金について

県営住宅の退去修繕について業務仕様書に基づき退去者から修繕費が支払われる前に住宅供給公社が立替を行い、修繕を実施したが、代金の回収ができなかった債権があるため、当該債権の回収及び事実内容を確認の上、欠損処理等適正な会計処理を実施する必要がある。

2-19-1 退去者負担修繕について

県営住宅における退去者負担修繕の時期等については、山梨県営住宅等管理業務仕様書（平成31年4月）に明確に規定されておらず、修繕が統一的ルールのもとになされていないため、実情に合った形で仕様書を変更する必要がある。

2-19-2 簿外処理預け金の管理方法について

退去者負担修繕費に関して簿外処理されている預け金が約87,000,000円存在（平成31年3月31日現在）し、民間の修繕工事指定業者に預けられたままになっている。本来は、住宅供給公社が県営住宅の管理責任を負っていることから、当該預け金の存在を顕在化させ、自らの貸借対照表にオンバランス化（財務会計上正式に会計処理し、財務諸表にも表示すること）する必要がある。また、修繕

令和元年度に「退去者負担修繕未収金に関する取扱要領」を定め、令和2年度から、要領に基づき該当する債権の仕訳を行い、再督促や、欠損処理などの事務処理を行うこととした。

令和2年4月より、山梨県営住宅等管理業務仕様書を変更し、退去修繕の時期等について「退去者立ち会いのもと、退去検査を行い、退去者が行う修繕の範囲を確定し、遅滞なく修繕の履行を指示するとともに、原状回復の完了を確認する。」と規定した。

当該預け金については、住宅供給公社の管理に改め、令和元年度の財務諸表に表示（オンバランス化）した。また、修繕工事指定業者に対し、早期の修繕を促した。今後の退去修繕については、速やかに実施した上で、適切な養生を行うこととした。

費を預かっている指定業者が倒産等した場合、当該預け金を回収できないリスクが存在することから、取扱いについて県で管理するか、住宅供給公社に管理委託するか、いずれかを検討し財産の所有権と管理責任を明確にする必要がある。

2-19-3 全面改修工事が行われる住戸に対する退去者負担修繕について

住宅供給公社は、県営住宅に関して全面建替等廃棄することが明白であるにもかかわらず、退去者負担修繕を取壊し前に、あえて実施している事案があった。経済的にも無駄な修繕を実施することのないよう改善する必要がある。

2-20-1 長期滞留のその他預かり金の処理について

その他預り金に計上されている2,934,667円について、平成9年頃白根桃の丘にて分譲事業を行っている中で展示場、水道加入金の保証金として発生したものであり、業者への照会、法的な権利を確認した上で収益計上の処理を行う必要がある。

【道路公社関係】

3-1-2 滞納未収金に対する貸倒引当金の設定について

貸倒引当金規程等の整備運用を行うとともに、一部の滞納未収金について、貸倒引当金の計上を行う必要がある。

3-1-3 督促行為の適時性の確保について

全面改修等の工事予定のある住戸については、退去者負担修繕を行うことがないよう管理業務仕様書を改定し、修繕の実施に当たっては、事前に県と住宅供給公社で協議を行い、不必要な修繕を行わないこととした。

既に分譲事業が終了し、その返還請求権が預入者より行使されず、時効（5年）が成立等しているため、令和元年度決算において、雑収入として会計処理を行うこととした。

貸倒引当金取扱要綱を策定するとともに、一部の滞納未収金について、貸倒引当金を計上することとした。

<p>納入期限を過ぎた駐車料金の未納者に対しては、年に1回連絡をとった後に初めて文書による督促を行うのではなく、速やかに文書による督促状を发出して、納期限を明示し全額の納付を促す行為を実施する必要がある。</p>	<p>県の債権管理マニュアルに準じた債権回収事務処理要綱を策定し、それに則した事務手続きを行っていくこととした。具体的には、速やかに文書による督促状を发出して、納期限を明示し全額の納付を促すことを予定している。</p>
<p>3-1-4 適正な時効管理等について 未收債権の時効管理を適正に行うためにも、債務者別の個別管理表を作成し、期別未収金の督促及び催告記録を適時記載し、時効の中断等に該当する債務の承認が口頭でもあった場合は、その旨の記録を適切に行う必要がある。また、所在不明や連絡が長年とれない債務者に対しては、一定の条件の下で債権回収手続を中断する例外的な要件を規則等に明記することも検討が必要である。</p>	<p>債務者別の個別管理表を作成し、督促等の記録を適時記載するとともに、時効の中断等に該当する債務の承認が口頭でもあった場合は、その旨の記載を適切に行うこととした。また、県の債権管理マニュアルに準じた債権回収事務処理要綱を策定する中で、未收債権の時効管理に関する項目を明記し、連絡が長年とれない債務者に対する債権回収手続の中断を検討している。</p>
<p>3-2-1 未販売回数券の資産計上について 本社、富士山有料道路管理事務所及び雁坂トンネル管理事務所に未販売の回数券が保管されているが、貯藏品計上されていないため、貸借対照表上の資産として計上する必要がある。</p>	<p>未販売の回数券の貸借対照表における貯藏品計上について、他県公社の状況等を踏まえ、導入の可否について、引き続き検討を行う。(令和2年4月に他県公社の取扱いを確認したところ、回答のあった20公社中19公社で貯藏品計上を行っていないかった。)</p>
<p>3-2-2 金券類の適正な受払管理について 本社及び富士山有料道路管理事務所保管分の郵便切手等貯藏品の受払管理簿において、期末に保管切手の現物について現物カウントを行い、上長の確認を得ているとのことであるが、当該手続の結果が示されていないため、当該手続の結果を示す証拠を残す必要がある。</p>	<p>各拠点の受払管理簿について、現物カウント欄及び上長の承認欄を設けた様式を新たに定めて、管理運用するなど、現物管理手続及びその手続結果の記録を残すこととした。</p>
<p>3-3-1 適正な減価償却計算について 雁坂トンネル有料道路設備のうち「携帯無線電話装置」の平成31年3月末帳簿価額が、本来13,673円であるべきところ、1円となっており過少計上となっている。「携帯無線電話装置」の適正な減価償却計算を実施する必要がある。</p>	<p>平成31年3月末帳簿価額について精査し、適正な帳簿価額に修正した。今後は適正な減価償却計算を行うこととする。</p>
<p>3-3-2 固定資産管理資料の整合性の確保について 固定資産一覧表の合計額と決算書の固定資産の帳簿価額合計額とが不一致となっており、決算書に計上されている固定資産金額の正確性及び網羅性の検証手続がなされていないため、固定資産の内部管理資料等の整合性を確保し、適正に検証する牽制組織を構築する必要がある。</p>	<p>令和2年度から複数の職員で固定資産一覧表と決算書の固定資産帳簿価額の一致を確認することとした。</p>
<p>3-3-3 固定資産(備品)の現物管理(実在性、使用可能性の確認)について 過年度の監査指摘により、備品管理のために備品シールを貼付しているが、現物の実在性や使用可能性の検証を定期的に行うべきところ、現物確認及び報告の手続を定めておらず、実施していない。備品の現物確認及び使用可能性の評価を適正に実施する必要がある。</p>	<p>県の「物品管理・調達事務ガイドブック」を参考に、現物確認の実施方法等について事務処理要領を定めることとした。具体的には、年に1回、帳簿と現物の確認を行うことを検討している。</p>
<p>3-4-1 賞与引当金の適正な表示について 平成30年度より、賞与引当金6,754,700円を計上しているが、計上科目を「預り納付金」としており、「賞与引当金」科目により適正に表示する必要がある。</p>	<p>令和2年度から「賞与引当金」科目により計上することとした。</p>

<p>3-5-1 業務委託実績報告書の適正な検査について</p> <p>有料道路料金収入については、委託業者からの報告書により計上を行っているが、その報告内容に関して適正性の検証が行われていないため、当該報告書の内容の正確性を検証する手続を実施する必要がある。</p>	<p>令和2年度に月2回、1回当たり2時間を抽出し、ビデオカメラで確認した実際の通行台数と報告書の台数を突き合わせる検査を試行として実施するとともに、他県公社の実情を調査するなどし、今後どのような対応が可能か検討する。</p>
--	---

4 監査の結果に基づき講じた措置の内容 (意見事項)

意見事項 (要旨)	講じた措置 (又は今後の方針等)
<p>【住生活基本計画関係】</p> <p>1-1-1 施策と庁内各主体の事務事業との因果関係の認識及び検証の仕組みに関する計画段階での構築について</p> <p>住生活基本計画の策定段階において、庁内行政部門の各事務事業の所管課との関係や連携の仕組みが具体的に明記されておらず、各事務事業の実績データによって、各施策の評価指標であるアラトカム指標の目標値を定期的に分析・評価することができないため、次期住生活基本計画策定時には庁内行政部門とのデータのやり取り等を円滑に実施できる仕組みの構築に十分に留意することを望む。</p> <p>1-1-2 住生活基本計画と住宅供給公社改革プランの承認プロセスについて</p> <p>次期住生活基本計画の見直し等の際には、住宅供給公社が受託している県営住宅の管理代行方式から指定管理者制度の導入に言及した住宅供給公社改革プランについて、当該計画の中に記載するなど</p>	<p>次期住生活基本計画の策定時(令和4年3月)には、関連する庁内行政部門とのデータのやり取り等を円滑に実施できる仕組み(各事務事業の所管課との関係や連携の仕組みを明記する等)を構築することとした。</p> <p>次期住生活基本計画の中で住宅供給公社改革プランを明示的に位置付けることとした。</p>

<p>して明示的に位置付けることを望む。</p>	
<p>1-1-3 住生活基本計画と住宅供給公社改革プランの連携について</p> <p>住生活基本計画には県全体での量的目標(供給目標量)を位置付けることも重要であるが、今後、県と市の供給量及び住生活の質的目標等(管理運営手法の改善・向上策等)にも言及されることを望む。</p>	<p>次期住生活基本計画において、県と市の公営住宅の供給目標量及び住生活の質的目標等を記載することとした。</p>
<p>1-1-4 住宅供給公社の解散及び公営住宅管理に係る計画の不足について</p> <p>住宅供給公社の将来的な解散と県営住宅の指定管理者制度への移行を踏まえ、業務の網羅的かつ円滑な引き継ぎに向けた中長期のロードマップについて、次期住宅供給公社改革プランもしくは次期住生活基本計画等において示されることを望む。</p>	<p>次期住宅供給公社改革プランの策定時(令和6年3月)において、業務の網羅的かつ円滑な引き継ぎに向けた中長期のロードマップについて記載することとした。</p>
<p>1-2-1 有用情報の開示ルールの設定について</p> <p>次期計画策定時には、山梨県の人口・世帯動向や住宅事情等の重要な基礎となる情報の開示について検討されることを望む。</p>	<p>次期住生活基本計画の策定時には、計画の基礎となる情報をできる限り開示することとした。</p>
<p>1-2-2 住生活基本計画の作成及び表示の工夫について</p> <p>住生活基本計画は、図表等を用いた簡潔は多くなく、読み手である県民、各種利害関係者にとって分かり易い形で示されているとは言い難いため、次期住生活基本計画の策定プロセスにおいて、他県</p>	<p>次期住生活基本計画の策定時には、計画全体の有効性を高めるために、他県等との比較や県の他計画との比較を検討の上、図表等を用いて計画内容を分かり易く表現することとした。</p>

<p>との比較や県の他計画との比較といった視点も踏まえた議論の上で、作成されることを望む。</p>	<p>次期住生活基本計画の策定時には、多様な意見を計画に集約することが可能となる委員会等により協議することとした。</p>
<p>1-2-3 住生活基本計画策定の体制について 住生活基本計画の策定段階において、直接的に会議等への出席を通じて関与した参加者が県及び住宅供給公社の職員のみに限られていたため、外部者を含めた多様な利害関係者の意見を計画に集約することが可能な委員会等によって協議されることを望む。</p>	<p>次期住生活基本計画の策定時には、様々な意見を計画に集約することが可能となる委員会等により協議することとした。</p>
<p>1-2-4 住生活基本計画策定過程の情報公開について 住生活基本計画の策定プロセスは利害関係者にとって有用な情報であり、県の活動の透明性を高めるため、計画又はホームページ上で公開されることを望む。</p>	<p>次期住生活基本計画の策定時には、策定プロセスをホームページ等で公開することとした。</p>
<p>1-3-1 住生活基本計画の実施段階での連携不足について 次期住生活基本計画の策定時には、住生活基本計画の諸施策に設定されているアウトカム指標を向上させるであろうと想定されている県庁内の諸事業のアウトプットデータを可能な範囲で効率的に毎年度収集する仕組みを構築することを望む。</p>	<p>次期住生活基本計画の策定時には、関連する庁内行政部門とのデータのやり取り等を円滑に実施できる仕組み（計画に記載する庁内行政部門の諸事業のアウトプットデータを毎年度収集する等）を構築することとした。</p>
<p>1-3-2 住生活基本計画上の施策に関する引継ぎ体制の不十分さについて 住生活基本計画に関連する各課においては、それぞれの施策事業が当該計画に</p>	<p>住生活基本計画には、関連する各課の諸事業が当該計画に含まれていることに</p>
<p>含まれていることが認識されていないため、今後、適切に引き継ぎを行っていくことを望む。</p>	<p>について、適切に引き継ぐよう、関連各課に依頼することとした。</p>
<p>1-4-1 住生活基本計画の定期的評価を実施する仕組みについて 住生活基本計画に関連する各所管課との連携を確保するため、目標の達成度を示す指標を用い、施策の効果について定期的な分析・評価を行うための仕組みを構築することを望む。</p>	<p>次期住生活基本計画の策定時には、計画に記載する庁内行政部門の諸事業のアウトプットデータを毎年度収集し、施策の効果について、可能な範囲で分析・評価を行うための仕組みを構築することとした。</p>
<p>1-4-2 施策毎の指標の不十分さについて 住生活基本計画では、目標に対するアウトカム指標は概ね設定されている一方、施策毎に施策の効果を測定するアウトプット指標が設定されていないため、次期計画策定時には、可能な限り施策毎のアウトプット指標を設定することを望む。</p>	<p>次期住生活基本計画の策定時には、計画の基本的な施策毎に、関連する庁内行政部門の諸事業のアウトプット指標を可能な範囲で設定することとした。</p>
<p>1-5-1 住生活基本計画が含むべき情報内容のさらなる開示について 住生活基本計画は、基礎となる情報である「山梨の概況」について、掲載もしくは、県計画の本文に統合した形で公開されていないため、今後、開示手法の検討を含めて十分な情報を提供していくことを望む。</p>	<p>次期住生活基本計画の策定時には、計画の基礎となる情報をできる限り開示することとした。</p>
<p>1-5-2 住生活基本計画の論理的因果関係が検証できる仕組みの構築について 住生活基本計画においては、掲げられている理念の内容と8つの目標及び17の</p>	<p>次期住生活基本計画の策定時には、理念—目標—施策の各段階的な因果関係に</p>